

## 4. 液状化についての相談窓口等

建築主は、建築物を建築する場合、あらかじめ計画した計画物の安全性等※が建築基準法に適合することの確認（建築確認）を受ける必要がある。

また、建築物敷地における液状化被害のおそれの有無、液状化対策を行うにあたっては、行政窓口における情報収集、専門家への相談を行うことなどが考えられる。本章では、これらに関連する行政機関、専門家団体の窓口等を紹介する。

※建築物の基礎の安全性について、建築基準法施行令第 38 条に「地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない」と規定されており、構造計算が必要な大規模な建築物は、液状化のおそれのある地盤において「有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない」とされ、具体的な計算方法が定められている。

### 4-1 県の相談窓口

#### ① 本庁の窓口

所属名	電話番号	担当内容
県土整備局建築住宅部 建築指導課	045-210-6244	本マニュアル及び建築物の液状化対策一般について
くらし安全防災局防災部 危機管理防災課	045-210-5945	県作成の液状化想定図について

#### ② 各土木事務所の窓口

県が所管する各地域における建築基準法の施行については各土木事務所が担当している。また、各窓口には神奈川県建築物等耐震相談コーナーが設けられている。

事務所名	担当課	所在地・電話番号	所管地域
横須賀土木事務所	建築指導課	横須賀市公郷町 1-56-5 046-853-8800	逗子市・三浦市・葉山町
平塚土木事務所	建築指導課	平塚市西八幡 1-3-1 (平塚合同庁舎内) 0463-22-2711 (代表)	伊勢原市・大磯町 二宮町・寒川町
厚木土木事務所	まちづくり・ 建築指導課	厚木市田村町 2-28 (厚木南合同庁舎内) 046-223-1711 (代表)	愛川町・清川村
厚木土木事務所 東部センター	まちづくり・ 建築指導課	綾瀬市寺尾本町 1-11-3 0467-79-2800	海老名市・綾瀬市・座間市
県西土木事務所	まちづくり・ 建築指導課	足柄上郡開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎内) 0465-83-5111 (代表)	南足柄市・中井町・大井町・ 松田町・山北町・開成町 箱根町・真鶴町・湯河原町

## 4-2 専門家団体の窓口

液状化に対する調査や対策を検討するにあたり、専門家に具体的な相談やアドバイスを受けることが有効である。次に、建築、地質調査等の専門家で構成されている団体の一覧を示す。

## ① 建築関係の団体

団体名	概要	電話番号	ホームページ
一般社団法人 神奈川県建築士 事務所協会	建築設計事務所 (建築士事務所) で構成される 団体	045-228-0755	<a href="http://www.j-kana.or.jp">http://www.j-kana.or.jp</a>
一般社団法人 神奈川県建築士会	建築士を会員と する団体	045-201-1284	<a href="http://www.kanagawa-kentikusikai.com">http://www.kanagawa-kentikusikai.com</a>
一般社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 JIA 神奈川地域会	建築の設計監理 を行う建築家の 団体	045-663-2745	<a href="http://www.jia-kanto.org/kanagawa/">http://www.jia-kanto.org/kanagawa/</a>

## ② 地質調査、地盤関連の団体

団体名	概要	電話番号等	ホームページ
一般社団法人全国地 質調査業協会連合会	地質調査技術の進歩改善、 技術に関する調査研究及 び啓発事業等を行う団体	03-3518-8873	<a href="http://www.zenchiren.or.jp">http://www.zenchiren.or.jp</a>
関東地質調査業協会 神奈川支部 (神奈川県地質調査 業協会)	総合的な判断が可能な地 盤・地質の専門家として、 よりの確な助言を提供す る団体 (全国地質調査業 協会連合会の支部)	045-826-4747	<a href="http://www.kanto-geo.or.jp">http://www.kanto-geo.or.jp</a>